

マーガレット・ムーア、白川俊介訳
『領土の政治理論』
(法政大学出版社、2020年)

山口 優人

冷戦構造の崩壊とグローバル化の進展は、領土や国境線の政治経済的な役割を縮減すると共に、非領域的／脱領域的な行為主体や国境を越えた問題群の重要性を急速に高めるに至った。テクノロジーの発展に伴う時間距離の世界的な短縮傾向も相俟って、国際政治学や安全保障研究の中でも、領土や国境線が持つ特権的な地位は徐々に相対化されつつある。

とはいえ、現在のロシアによるウクライナ軍事侵攻を見れば、領土や国境線を巡る伝統的な戦争観が国際政治の舞台で復権を遂げたようにも思われる。当然ながら、軍事力を背景とする領土の奪取や国境線の一方的な変更は、明確な国際法違反または権利侵害に他ならず、道義的にも許容される行為ではない。しかし、そもそもの問題として、これらが「悪いこと」なのは何故だろうか。反対に、現状の国家が既存の領土を保有するのが「正しいこと」なのは何故だろうか。

本書は、ロールズ (John Rawls) の政治哲学を基礎に、領土や領土に関連する諸要素を規範的に理論化する意欲的な試みである。誤解を恐れず単純化すれば、彼女が提示する領土の政治理論は、3つの問いに大別される。すなわち、①領土とは何か、②領土は誰が(どの程度)有するのか、③領土に関する諸権利や諸要素は誰が(どの程度)有するのかである。第1章では、以上の問題意識が共有されると共に、領土の政治理論が必要な理由を含め、本書の構成やアプローチが概説される。

第2章では、①を念頭に、領土が如何なる権利を含むのか、さらに領土が他の諸要素と如何なる関係にあるのかについて体系的に説明される。彼女は、領土を個人や団体の所有物と見る主張を退け、これを管轄的権威の及ぶ政治的な領域、特に「人民 (people)」の集団的自決を実現する場と捉える。

第3章では、②に応答する形で、本書における領土論の基盤が明らかにされる。彼女は、領土権を道徳的居住権／道徳的占有権に分け、前者を有する個人／後者を有する集団から成る「人民」に領土権の資格を付与する。曰く、国家は、「人民」の政治的自決を実現する媒体である限り、正当な領土権を行使する。

続く第4章と第5章は、彼女と競合する領土論、すなわち非国家的な文化主義と国家主義を批判的に検討するものである。彼女によれば、前者の場合、「民族地理的共同体」や「文化的ネイション」と領土が如何に愛着で結ばれるのかを説明できない。後者の場合でも、ホッブズ (Thomas Hobbes) に依拠すれば、管轄的権威が及ぶ以前の領土権保有者が曖昧で、カント (Immanuel Kant) に依拠すれば、領土に対する愛着や自決に対する道徳的価値を巡る問題が残るといふ。

次章からは本書の領土論の応用篇である。まず、第6章では、②及び③に関連して、「人民」は領土をどの程度有するのか、すなわち境界線の策定や管理に関する諸権利や諸要素について言及される。彼女曰く、既述の道徳的占有権に則れば、境界線は「人民性」を満たす集団を囲うよう引かれる必要がある。

第7章では、領土や領土に関連する諸権利が不正に取得された場合の矯正的正義に焦点が当てられる。彼女は、侵害され得る4つの権利(個人の道徳的居住権／集団の道徳的占有権／集団的自決権／法的及び道徳的所有権)に対して、帰還する権利や集団的自決の制度を確立する権利、所有物の返還や賠償の観点から応答を試みる。

続く第8章と第9章では、③に関する諸権利について、天然資源と移民を管理する権利に考察が加えられる。曰く、集団的自決に内在する道徳的価値の範囲内で、「人民」は天然資源の管理権を享受できる。また、移民管理の場合も同様に、彼女は、「人民」の集団的自決権に則り、基本的人権と矛盾しない程度に、移民を排除する権利を限定的に擁護する。

第10章では、領土の一体性を巡る武力行使の正当性が検討される。彼女の理論は、国際法の通説通り、領土を防衛する自衛権を認める一方で、その帰属先を国家や個人ではなく、「人民」に求める点で特徴的である。つまり、「人民」の政治的自決権を守るためには、必要最低限の一時的な武力行使が許容されるという。最後に、第11章で簡潔な結論と含意が示され、本著は締め括られる。

以上を踏まえれば、本著の領土権を巡る正当化論理が専ら「人民」の集団的自決権に帰着するのは明らかである。従来の学説に対して、本著の理論は、人民／国家の関係性を領土権の帰属先／委託先に定式化する点で非常に興味深い。これにより、領土を国家の所有物と見る国家主義者の問題点を回避する論理展開も、明快かつ説得的である。確かに、彼女の指摘通り、「人民」概念を敷衍すれば、国家の管轄的権威の及ばない領土を誰が保有すべきかを上手に説明できる。とはいえ、本著の中核を成す「人民」概念には、問題点や説明が不十分な点がいくつか認められる。以下では、本著の「人民」概念に詳細な説明を加えつつ、若干の考察を試みたい。

まず、彼女は、「人民」を集団的主体、つまり個人に還元できない共通認識を有する人間の構成体と捉え、3つの条件から定義付ける。曰く、「人民」には、(1) 共通の政治的プロジェクトに携わる願望 (= 政治的願望)、(2) 政治制度を確立し維持する能力 (= 政治的能力)、(3) 政治的な協働を経験した歴史 (= 政治的歴史) が必要である。

ここで彼女が「政治的」という修飾語を冠するのは、第4章で批判する「文化的ネイション」との差異を明確化する意図だろう。曰く、「文化」を重視する理論では、「文化的」に異質な集団が共同の自治を望む事例や、「文化的」に同質な集団が別々の自治を望む事例を上手く説明できない。本著全体を通して、彼女は、「文化」に根差す説明に一定の距離を取る傾向にある。ただし、「文化的ネイション」に対して、「政治的人民」が何を意味するのか不明瞭な部分も散見される。実際問題として、「政治的」な願望と「文化的」な要求は、互いに如何なる関係で、如何に区別されるのか。

彼女は、「政治的願望」を具体的に示すため、「政治的アイデンティティ」を持ち出すが、この説明も物足りない。というのも、集団的主体の構築には、「我々」との同一化／「彼ら」との差異化という両義的な関係が不可欠だが、本著では後者の意図が読み取り難いからである。彼女によれば、「政治的アイデンティティ」を共有する集団内部の関係性は、共通の制度に対する服属により構造化され強化される。この説明は尤もであり、異論を挟む余地はない。しかし、この説明が不十分なのは、多くの場合、この制度的な服属による集団内部の共通性が集団外部との差異に依存するからである。換言すれば、「人民」が集団的自決という政治的願望を持つのは、特定の人々と一緒に自治を望むからであると同時に、特定の人々とは自治を行いたくないからでもある。極端に言えば、共通性が殆どない集団であっても、共同の自治を拒みたい集団が共通であれば、その一点において「人民」は構築され得る。彼女も重々承知の上だろうが、この点にも十分な紙幅を割いた方が良かったかも知れない。

他にも、「人民」概念の問題は、本著が分析対象とするウクライナの事例とも密接に関係する。なぜなら、クリミアやウクライナ東部の住民を「人民」と見るか否かが、ウクライナ問題の道徳的な正否を分ける重要な指標だからである。当然ながら、これは、現在のロシアによる軍事侵攻とも無関係ではない。原著の初版が2015年であるため、本著では、2014年のウクライナ騒乱やクリミア併合、住民投票等の時期が扱われる。彼女は、本事例を如何に捉えるかの最終的な判断を読者に委ねながらも、クリミア住民をスコットランド人やケベック人と同様に「人民」に位置付ける。反対に、ウクライナ東部のロシア系住民は、クリミア住民と比べて状況が不透明で、彼ら／彼女らを「人民」と見るのは問題含みだという。この主張に従えば、ウクライナの領土全域に及ぶ軍事力行使は、「人民」の集団的自決権からも正当化され得ない。

けれども、本著で問題なのは、前者の「人民性」を認めて、後者の「人民性」を否定する根拠や基準が不明瞭な点である。後者については、ドネツクとルハンスクの住民投票を例に、「人民性」を満たす「経験的な根拠が読み取れない」と主張するだけである。評者が思うに、これは、「人民」概念を成す「政治的願望」の条件が、実際の事例に適用可能なほどの具体性を欠くからではないか。「人民性」の如何が当事者以外の評価による以上、第三者による解釈の幅を最小化するような明確かつ具体的な基準が求められる。

最後に付言すれば、領土と並び国家を構成する「主権 (sovereignty)」概念について、一層深い考察があれば良かっただろう。シュミット (Carl Schmitt) に言及するまでもなく、領土の外縁を成す境界線の画定は、「主権者」の存在抜きには語れない。特に、領土論における「主権」については、アグニュー (John Agnew) を始め、政治地理学を中心に十分な学知の蓄積がある。彼女の領土論において、「主権」は如何なる位置付けで、如何なる役割を果たすのだろうか。

以上の問題点を踏まえても、本著がもたらす規範的な意義や学術的な貢献は極めて大きい。特に、比較的新しいテーマにも関わらず、領土権や関連する諸権利を包括的かつ体系的に位置付け直し、これらを出発点として、各事例に一般化可能な理論を導き出した点には高い評価を与えたい。彼女が望む通り、本著は、領土の政治理論を巡る対話の呼び水になり得る研究と言って良いだろう。

(国際公共政策学位プログラム博士後期課程)